退職金の大幅減額問題ビラ No.5、代償措置団交の報告

北大、代償措置要求にゼロ回答!!

理不尽な退職金減額を強行しても心が痛まないのか?!

２月５日、代償措置につき団交申入れ

2013 年 1 月 18 日の第 5 回団体交渉（団交）で退職金の大幅減額問題に関する北大との話し合いが物別れに終わったあと、北大教職員組合はさらに 2 月 5 日、大幅減額の代償措置に関する団交を申し入れ、2 月 13 日に団交が行われました。団交申入れ書に記載した具体的な要求項目は次のとおりです。

「退職金支給基準の改悪内容を周知するため、全学的な説明会を２月中旬までに十分な回数、開催するとともに、次の諸点を代償措置として実施する旨、速やかに決定すること。

一、2013 年 3 月末の退職予定者が 2 月末までに退職した場合はすべて定年退職扱いとし、かつ 2013 年 3 月から 65 歳に到達した年度の末日までの期間、契約職員、嘱託職員あるいは特任教員として継続雇用すること。

二、嘱託職員に月額 27 万円を標準とする賃金を支給すること。

三、勤続年数が 20 年、30 年の節目に１週間程度の特別休暇を設定し、さらに 20 万円程度の特別一時金を支給すること。」

2.13 団交における北大の回答

以下、2 月 13 日に行われた団交の結果を報告します。

(1)説明会の開催

北大は 2 月 14 日と 18 日に、退職手当の大幅減額問題で全学的説明会を開催しました。これは、組合の上記申し入れに基づくものです。2012 年 9 月から開始した臨時特例の月例賃金大幅減額に当たっては、組合が説明会の開催を何度も要求したのに、北大は聞く耳を持ちませんでしたが、今回はようやく重い腰をあげました。労働者に当然、支払うべき後払い賃金の退職金を勝手に大幅減額するのですから、説明会開催は当然のことです。

(2)自己都合退職について

定年退職とは 3 月 31 日に退職することですが、そうではない自己都合退職の場合、北大就業規則では「原則として 30 日前までに大学に退職届を提出する」ものとされ、「これにより難い場合は、少なくとも 14 日前までに」「退職届を提出」することになっています。そうすると今回、北大が退職金の調整率引き下げを開始する 3 月 1 日より早くに自己都合退職するには、2 月 14 日までに「退職届を提出」しなければなりません。この点について組合が、就業規則の規定を知らないで 2 月 15 日以降に退職届を提出した人についても柔軟に取り扱うべきであると要求したところ、村田理事は柔軟に対処する旨を述べました。

(3)要求項目「一、二、三」には基本的にゼロ回答

要求項目「一」の内容は上記(2)と関連します。村田理事は、「一」のとおりにすると、2012 年度に退職手当を減額しないことと同じになるので、この要求は受け入れられないとしました。また項目「二」については、北大の嘱託職員の現状（22 万円が中心）は他大学に比べてむしろ高額なので、受け入れがたい、「三」については、一時金を支給することは出来ない、と回答しました。

同理事はわずかに、「二」については 2013 年度末の退職者から国の年金制度が変更になり、年金の支給開始年齢が 60 歳から 61 歳に引き上げられるので、北大としても何らかの措置が必要である、「三」については長年の勤務の途中で何らかの措置をするべく検討することが可能である、と答えました。しかし、基本的にはゼロ回答であり、およそ代償措置たり得ません。全体的に誠意のない回答ですので、法的対抗措置を検討せざるを得ません。

村田理事発言、労働コンサル解説書とうり二つ

北大教職員組合が入手した全国的な情報を総合すると、法人移行ののち多くの国立大学法人が質の悪い労働コンサル会社の情報と指針に学び、それを労働組合との交渉で虎の巻にしています。北大も活用している様子です。

その労働コンサルの解説書には多くの問題点があります。例えば、不利益変更に際して代償措置は必要ないと、何の理論的説明もなく無責任な結論だけが書かれています。事実、村田理事も 1 月 18 日の第 5 回団交で、労働コンサルと同じことを述べていました。

そこで組合は 2.13 団交の冒頭、労働契約法案を審議した 2007 年 11 月の国会における厚労省労働基準局長の答弁を紹介し、就業規則の不利益変更に当たっては代償措置が必要であると主張しました。村田理事はにわかに動揺して話題をそらそうとしたものの、組合の主張の正しさを事実上、認めざるを得ず、代償措置に関する議論を拒否できませんでした。ただし、実際の代償措置が代償措置に値しないものだったのは上述のとおりです。

2013 年 02 月 21 日

北海道大学教職員組合

〒060-0811　札幌市北区北 11 条西 6 丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/